

令和2年度市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費(決算)

(歳入)

地方消費税交付金	243,467 千円
うち社会保障財源交付金	126,238 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費	1,557,383 千円
------------------------	--------------

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

単位: 千円

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源 交付金)	その他	
社会福祉費	児童福祉事業	554,264	404,059	3,000	30,852	24,201	92,152
	高齢者福祉事業	39,066	0	0	4,291	7,234	27,541
	社会福祉事業(障害者福祉、母子福祉)	553,027	412,328	13,200	201	26,481	100,817
	小計	1,146,357	816,387	16,200	35,344	57,916	220,510
社会保険費	国民健康保険事業特別会計繰出金	123,382	63,854	0	0	12,384	47,144
	介護保険事業特別会計繰出金	161,928	12,765	0	0	31,029	118,134
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	110,014	0	0	840	22,710	86,464
	小計	395,324	76,619	0	840	66,123	251,742
保健衛生費	予防対策・健康増進事業	15,702	2,861	2,200	71	2,199	8,371
	小計	15,702	2,861	2,200	71	2,199	8,371
合計	1,557,383	895,867	18,400	36,255	126,238	480,623	

※ 平成26年4月1日より消費税が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ上げられました。

引上げ分の地方消費税収入については、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費に充てるとされました。

※【社会保障施策】

- (1)「社会福祉」 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。
- (2)「社会保険」 法令に基づき実施される保険を意味し、国民健康保険、介護保険、年金などです。
- (3)「保健衛生」 国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。